

NACCS地区協議会資料

平成23年度

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

目 次

I. 基本経営方針	1
II. 次期NACCSのあり方について	4
III. システムの安定運用に向けた取り組み	7
IV. 関係省庁システムとの統合等	11
V. 新規事業の取り組み状況	13
VI. 国際連携の取り組み状況	15
VII. プログラム変更について	18
VIII. その他	23

I. 基本経営方針

NACCSセンターの使命

1. システムの適切かつ安定的な稼働と利用者様へのサービスの向上等を果たしていくこと

2. 関係省庁システムの統合や新規事業等の積極的な展開を通じて、港湾・空港における利便性の高い、簡素で効率的な「総合的物流情報プラットフォーム」を構築すること



事業運営における5つの基本方針

1. システムの安定運用とサービス向上
 - システムの安定運用
 - 利用者様へのサービスの向上
2. システムの機能向上と新規事業の検討
 - コンテナヤード搬出入業務等の事業化
 - 新規事業の検討
 - 関係省庁システムとの統合に向けた検討等
3. 次期NACCSのあり方の検討
4. 効果的・効率的な企業経営の推進
 - 組織の活性化
 - 人材育成等
5. 企業経営の安全性・透明性の確保
 - 情報セキュリティの強化
 - 企業倫理の確保等

土台・礎

「企業理念」・「行動指針」の日々の具体的実践による「NACCSセンターならではの！」のよりよき企業風土・企業文化の醸成

「企業理念」

私たちは、お客様と共に歩み、「人・物・国」をつなぐNACCSを通じて、国際物流の発展に貢献します。

「行動指針」

○プロ意識 ○お客様サービス ○国際感覚
○チームワーク ○業務の効率化 ○コンプライアンス

「企業理念」

私たちは、お客様と共に歩み、「人・物・国」をつなぐNACCSを通じて、国際物流の発展に貢献します。

「行動指針」

プロ意識	プロとして使命感と誇りを持ち、自ら考え、自ら行動し、更なる向上を目指します。
お客様サービス	「現地・現物・現人」を実践し、常にお客様の目線で、より良いサービスを提供します。
国際感覚	国際物流のプラットフォーム・システムを提供するためにグローバルな視野・知識・価値観を身につけます。
チームワーク	円滑なコミュニケーションを図り、チームワークを大切にします。
業務の効率化	業務の効率化と改善を推進し、業績の向上に努めます。
コンプライアンス	一人ひとりが、コンプライアンスを徹底します。

「コーポレート・ロゴマーク」



《形》

地球をイメージした図柄にNACCSのNを重ね合わせることで、国際物流の発展に貢献する理念を表しています。赤道のようなセンターラインは、世界をつなぐイメージとスピード感を合わせて、人・物・国をつなぐNACCSの理念を表しています。

《色》

青：空と海を表しています。
緑：陸を表しています。
赤：情熱を表しています。

Ⅱ. 次期NACCSのあり方について

1. 概要

平成22年2月に稼働した現行NACCS(Sea-NACCS部分は平成20年10月に稼働)は、システムライフを8年と設定していることから、平成29年10月を目途として更改を実施することとしています。次期NACCSの更改に向けては、これまでのNACCSの取組みや現状を踏まえ、次期NACCSのあり方(開発コンセプトや方向性)を明確にした上で、システム開発を行っていくことが重要となります。

このため、NACCSセンターでは、次期NACCSの開発スケジュールを踏まえ、次期NACCSのあり方について検討を行っています。

2. 次期NACCSの開発に向けて考えられるコンセプト

(1)官民共同利用の基幹システムとして、安定性・信頼性の高いシステムの実現

NACCSが国際物流において必要不可欠な官民共同利用の基幹システムであることを踏まえ、次期NACCSにおいても、安定性・信頼性の高いシステムの実現が重要。

(2)公共的インフラとして、効率性・経済性の高いシステムの実現

NACCSが官民共同利用の公共的インフラであることを踏まえ、次期NACCSにおいても、効率性・経済性の高いシステムの実現が重要。

(3)総合的物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実

グローバルサプライチェーンの進展、我が国産業・港湾の競争力の維持・強化、ユビキタス社会の進展等を踏まえ、次期NACCSにおいては、現行NACCSがある程度実現している総合的物流情報プラットフォームとしての機能の充実を図ることが重要。

NACCS発展の足取り

Air-NACCS

1978年(昭和53年)
Air-NACCS(Ver.1)
航空貨物の輸入システム
の稼働開始(貨物情報を含む
総合物流情報システム化)
(利用者)

- ・航空会社
- ・航空貨物代理店
- ・保税蔵置場
- ・混蔵貨物業
- ・通関業
- ・機用品業
- ・税関
- ・銀行

1985年(昭和60年)
Air-NACCS(Ver.2)
航空貨物の輸出入システム
の稼働開始

1993年(平成5年)
Air-NACCS(Ver.3)
システムのアップグレード

2001年(平成13年)
Air-NACCS(Ver.4)
システムのアップグレード

1991年(平成3年)
Sea-NACCS(Ver.1)
海上貨物の輸出入通関システム
の稼働開始(通関業務等のみ)
(利用者)

- ・通関業
- ・税関
- ・銀行

1999年(平成11年)
Sea-NACCS(Ver.2)
海上貨物の輸出入システム
の稼働開始(貨物情報を含む
総合物流情報システム化)
(利用者)

新たに次の業種が参加

- ・船会社
- ・船舶代理店
- ・コンテナヤード
- ・保税蔵置場

2008年(平成20年)10月
Sea-NACCS(Ver.3)
システムのアップグレード

国土交通省の港湾EDIシステムをNACCSのサブシステム化
(利用者)

新たに次の業種が参加

- ・海貨業
- ・NVOCC
- ・輸出入者
- ・汎用申請者(船用品業等)

新NACCS

2010年(平成22年)2月
Air-NACCS(Ver.5)
システムのアップグレード

経済産業省のJETRASを
NACCSのサブシステム化
(利用者)

新たに次の業種が参加

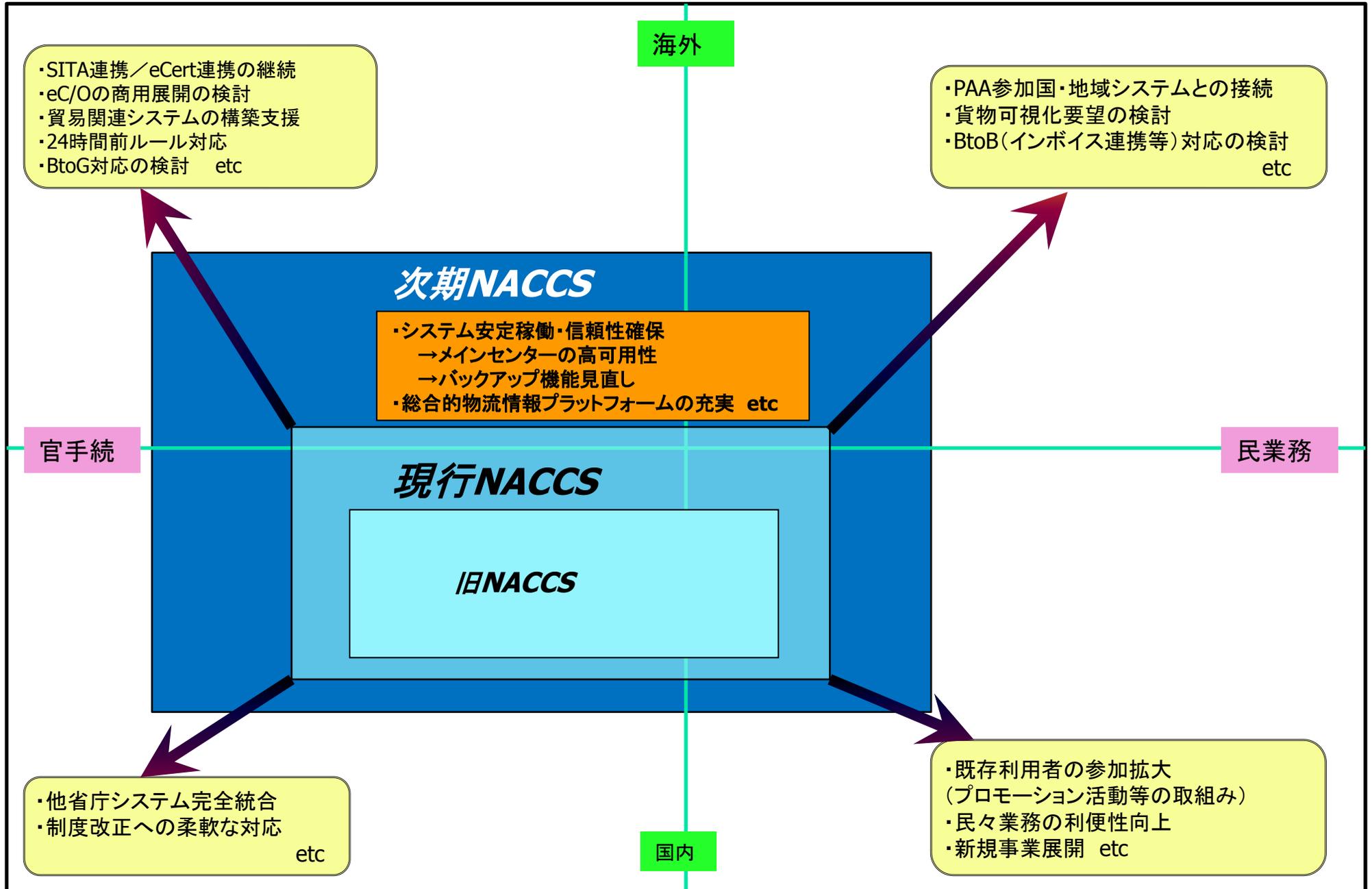
- ・輸出入者
- ・汎用業者

・総合的物流情報プラットフォームの構築
を目指して開発
(府省共通ポータル稼働・関連省庁
システムの統合等)

- ・Air/Seaのハードウェア統合
- ・通関業務、収納業務等のAir/Sea
共通化

Sea-NACCS

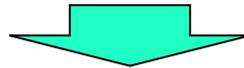
次期NACCSのあり方のイメージ



Ⅲ. システムの安定運用に向けた取り組み

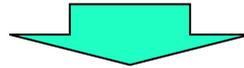
平成22年12月10日、大規模システム障害発生

平成22年12月10日、午後3時48分から午後7時56分の間、4時間8分に亘り、NACCSにおいて発生した障害により、関係省庁システムにおける業務を含め、ほぼ全てのオンラインサービスが停止するという、NACCSの歴史において他に類をみない大規模なシステム障害が発生しました。これにより、我が国の国際物流が約4時間に亘りほぼ停止するという事態を招きました。



あらゆる角度からのシステム総点検を実施

弊社としましては、このシステム障害を深く反省し、このようなシステム障害を二度と発生させないため、社長を本部長とする「システム総点検対策本部」を設置し、技術的観点からの検証を行うため外部委員として三菱総合研究所主席研究員に参加いただき、システム開発及び運用・管理を委託しているシステムベンダーと連携し、NACCS全体のシステム構成や製品の再点検はもとより、運用管理体制、システム障害時における業務運用管理等を含めたあらゆる角度からのシステム総点検を全社挙げて実施しました。



システム総点検結果(平成23年3月3日に公表)

次の3つの観点からシステム総点検を実施し、その結果を取りまとめ、平成23年3月3日、NACCS掲示板にて公表しました。

1. システム構成と各製品の点検と対策

システム構成及び各製品において、単一箇所の不具合によりシステム全体に影響を及ぼすような箇所、いわゆるSPOF(Single Point of Failure: 単一障害点)が存在しないか総点検を実施しました。

【総点検結果】

① システム構成

NACCS等のシステム構成において問題となるSPOFは存在しないことを確認しました。

② 製品面

今般の障害原因となった箇所以外にミドルウェアの一部(3製品)において、障害検知はできるものの直接監視できないものがあったことから、監視のためのツールを導入する等により全て改修しました。

2. バックアップセンターへの切替えに係る運用の点検と対策

今般の障害のような長時間に亘るサービス停止の際には、バックアップセンターへできるだけ早期に切り替えるべきではなかったかという観点から、バックアップセンターへの切替え及びその運用について改善策を検討しました。

【バックアップセンターの現状】

- ・大規模災害等によりメインセンターが利用できなくなった場合の代替機能として構築しています。
- ・大規模災害時において、輸出入に係る通関を含めた物流をまず確保し、社会的混乱を抑制するとの考えに基づき、NACCSの本体業務のみを対象としています。したがって、府省共通ポータル(関係省庁システム等との接続等機能)、港湾サブシステム、貿易管理サブシステムの機能はカバーしていません。
- ・バックアップセンターへの切替えには1時間程度を要します(環境設定の変更作業等)。
- ・バックアップセンターに切り替える場合は、利用者側において接続先を変更する作業を確実に行っていただく必要があります。
- ・メインセンター復旧後、バックアップセンターからメインセンターへデータを移行させる等のために、4時間×2回、システムを停止させる必要があります。

【総点検結果】

①バックアップセンターへの切替え等の時間短縮

バックアップセンターの現行機能を踏まえ検討しましたが、切戻し時間について、4時間×2回を3時間半×2回に短縮するのが限度でした。

②バックアップセンターの機能、制約等の周知

利用者様に対しバックアップセンターの機能、制約等について説明するとともに、切替え時における利用者様の対応(手順)について周知します。

③バックアップセンターへの機能追加の検討

バックアップセンターがカバーしていない機能について、関係省庁と協議し、可能なものについて、バックアップセンターへの機能追加を検討します。

④次期NACCSにおけるバックアップセンターの機能強化を検討

次期NACCSを検討するにおいて、NACCS側の作業のみで、バックアップセンターに切り替えることができる方策等について検討します。

3. システム障害発生時及び通常運用時の運用管理体制の点検と対策

システム障害時の早期復旧のための手順及び利用者様への対応等、障害時の運用管理体制並びに通常時の運用管理体制を総点検し、必要な対策を検討しました。

【総点検結果】

障害発生時の対応マニュアルを整備していたものの、障害発生時における全社的な指揮命令系統、職員の役割分担等が必ずしも明確となっていなかったことから、新たに、社内全体の対応を網羅した「システム障害対応マニュアル」を整備しました。

「システム障害対応規程」と「システム障害対応マニュアル」の制定

弊社においては、「システム総点検結果」を踏まえ、障害が発生した場合の迅速な復旧並びに利用者様及び関係行政機関様への適切な対応を図るため、「システム障害対応規程」(平成23年6月24日制定)を新たに制定し、これに基づき「システム障害対応マニュアル」を平成23年7月15日に制定しました。

「システム障害対応マニュアル」の概要

【ポイント1】 システム障害レベルの設定

システム障害における状況や影響度に応じ、システム障害を5段階にレベル分けし、各レベルに応じた社内体制、対応フロー(障害発生時に取りべき対応)、全役職員の役割分担を規定。また、障害発生時における全役職員への一斉通報体制を確立。

レベル	障害の状況	影響度	社内体制
A	NACCSの全オンラインサービスの停止	全利用者に影響	対策本部設置
B	NACCSの全オンラインサービスの停止	特定の処理方式の利用者に影響	対策本部設置
C	特定業務が利用不可等		通常体制で対処
Y	回線障害		
	YA	全利用者に影響	対策本部設置
	YB	特定の処理方式の利用者に影響	対策本部設置
	YC	一部のオンラインサービスに影響	通常体制で対処
Z	災害(地震、火災、水害等)		別途規定

【ポイント2】 システム障害対策本部の体制

社長を本部長とするシステム障害対策本部の体制を規定(レベルA、B及びYA、YBの場合に設置)。

【ポイント3】 システム障害発生時の利用者様に対する情報提供の明確化(NACCS掲示板等を利用)

- ・ 障害認知から10分以内に障害発生情報を発信、以降原則15分毎に復旧作業状況、障害復旧予定時間等の情報を発信。
- ・ 障害に対する業務的対処、原因等を発信。
- ・ 関連省庁システムの障害の場合、障害発生連絡から10分以内に障害発生情報を発信、また障害に対する業務的対処、原因等を発信。

【ポイント4】 バックアップセンターへの切替判断基準の明確化

バックアップセンターへの切替判断基準(メインセンターの復旧に7時間以上を要する等)を明確化するとともに、切替時における留意点を整備し、確かつ確実な切替作業を実施。

【ポイント5】 システム障害対応訓練等の実施

障害対応研修(7月)、障害連絡体制確認(9月)、シミュレーション訓練(12月10日:「安定運用の日」に制定)を毎年実施。

IV. 関係省庁システムとの統合等

1. 関係省庁システムとの統合について

NACCSと関係省庁システムとのシステム統合については、「貿易手続改革プログラム第2次改訂版」(平成21年7月 貿易手続改革プログラムフォローアップ会合)において「関係省庁システムとの統合を順次行う」旨の提言が行われたことを踏まえ、平成22年11月に開催された「NACCSに係る輸出入・港湾関連省庁連絡協議会」において、関係省庁システムのNACCSへの統合が決定されています。現在、平成25年10月を目途にNACCSと関係省庁システムとの統合に向けたシステム開発を鋭意進めているところです。

なお、統合対象となるシステムは次のとおりとなります。

- (1) 府省共通ポータル(関係省庁共通)
- (2) 動物検疫及び植物検疫関連業務システム(APS:ANIPAS及びPQ-NETWORK)(農林水産省)
- (3) 輸入食品監視支援システム(FAINS)(厚生労働省)

2. 国際連携機能の改善について

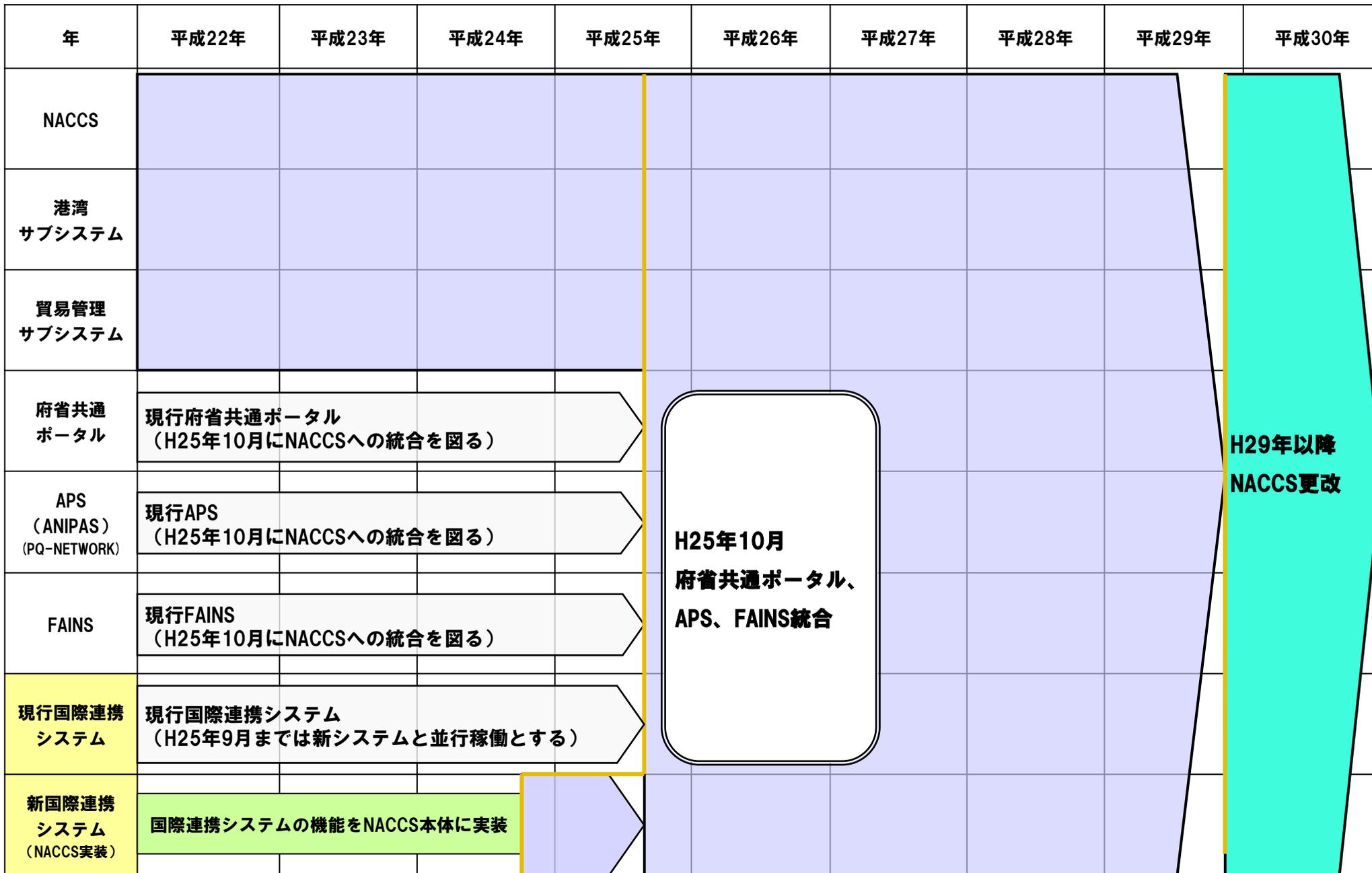
現在、NACCSが提供している国際連携機能(※)は、国際連携システムにより実現しています。同システムにつきましては、平成25年10月が更改時期となっておりますが、NACCSセンターでは、国際連携機能の信頼性・安定性及び利便性の向上等を図る観点から、同システムの更改時期を待たずに、平成24年10月を目途として、NACCS本体において国際連携機能を実装することといたしました。なお、NACCSへ実装する国際連携機能については、現行の国際連携システムが持つ機能を継承した上で、利便性向上に資する機能改善等も併せて実施いたします。(現行国際連携システムについては、平成25年9月まで、これまでどおり稼働いたしますので、約1年間は並行運用となります。)

(※) PAA形式による業務電文の送受信機能、XML形式のインボイス・パッキング情報登録業務、等)

具体的な機能改善等について

項番	業務	機能追加内容
1	IVA02(※)	①インボイス・パッキングリスト情報のe-mail送信機能の実装 ②品名の桁数増加(100桁→200桁)③欄数の拡大(200欄→800欄)
2	SIR02	①荷主向けに出力する情報について、電文形式をXML電文もしくはNACCS-EDI電文に選択可能にする機能の実装 ②NACCSから出力されるS/I情報と現行国際連携からe-mail送信されるS/I情報の帳票レイアウトの統一
3	EIR02	①荷主向けに出力する情報について、電文形式をXML電文もしくはNACCS-EDI電文に選択可能にする機能の実装 ②NACCSから出力されるS/I情報と現行国際連携からe-mail送信されるS/I情報の帳票レイアウトの統一
4		バックアップセンターへの追加、システムの運用・保守の一元化等により信頼性・安定性の向上

NACCSと関係省庁システム等との統合に向けたロードマップ



V. 新規事業の取り組み状況(1)

1. コンテナヤード搬出入業務等のシステム化

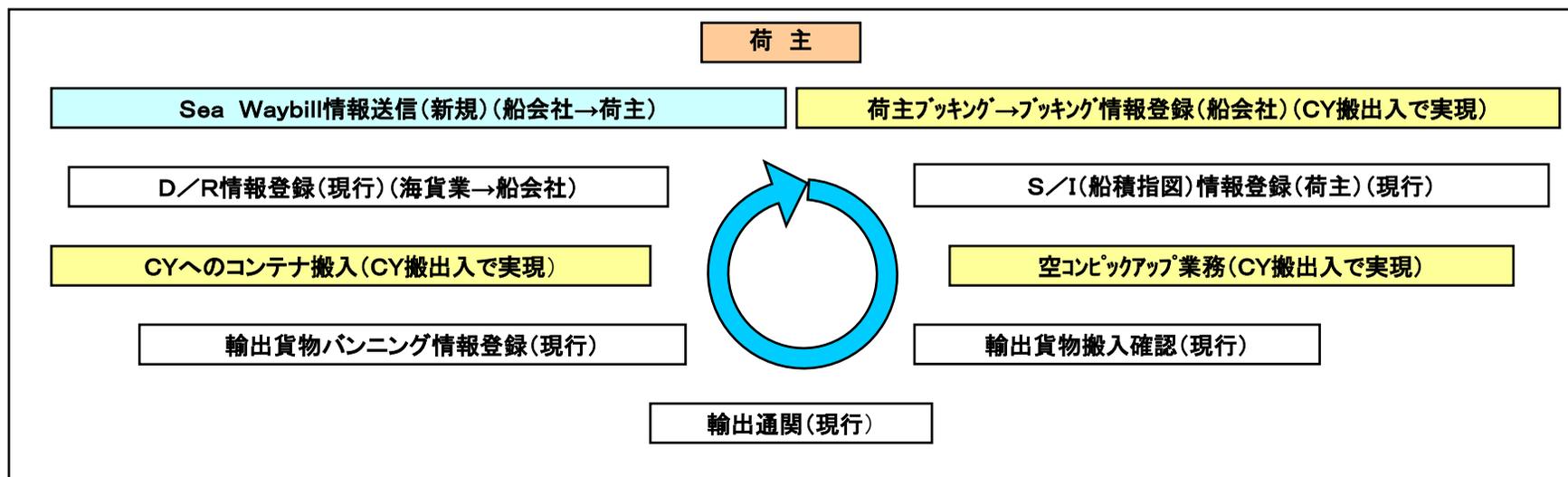
「総合的物流情報プラットフォーム」の構築に向けて、一部を除きNACCSの対象業務とはなっていなかったコンテナヤードにおけるコンテナの搬出入、バンプールにおける空コンテナの搬出入等の「コンテナヤード搬出入業務等」について、平成23年6月から新たなサービスを提供しています。これにより、ペーパーレス化等による業務処理の効率化を推進し、港湾における国際物流の迅速化・効率化に貢献します。

2. Sea Waybill関連業務のシステム化

船社が荷主向けに作成・発行しているSea Waybill(*)について、NACCSにおいてSea Waybill関連業務のシステム化を図り、Sea Waybill情報の荷主への提供、Sea Waybill発行に際しての船賃の電子決済等を可能とすることについて、平成23年度末のサービス開始を目途として検討しています。

(*) Sea Waybill

: 貨物の受取証と運送引き受け条件の契約書を兼ねた書類。B/L(船荷証券)未着で生じていた貨物引渡しの遅延を解消するものとして利用されています。



3. 保税管理資料保存サービスの提供

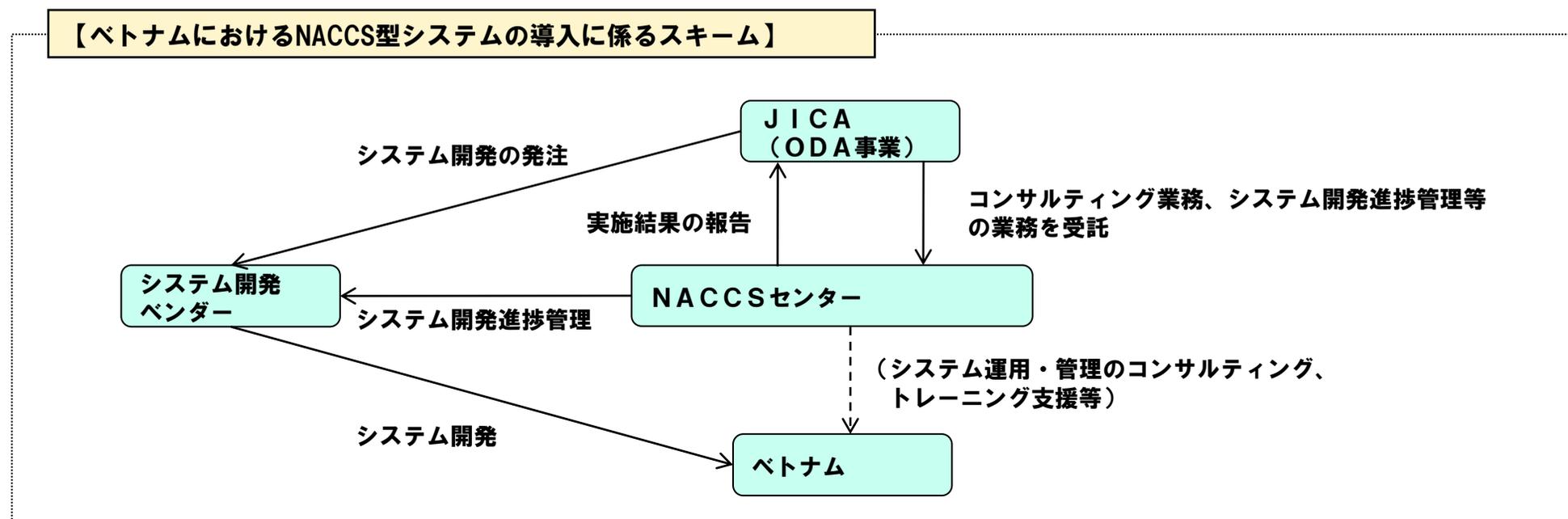
NACCSにおいて保税蔵置場における保税管理台帳として利用するために作成し配信している保税管理資料について、NACCS内に最長5年間保存できるサービスを平成23年4月から提供しています。

V. 新規事業の取り組み状況(2)

4. 海外における通関(NACCS型)システムの構築に係る業務支援

ASEAN諸国をはじめとするアジア地域における貿易・物流関連システムの整備を通じた貿易円滑化を進める我が国政府の方針(アジアカーゴウェイ構想)を踏まえ、NACCSセンターでは、新規業務として海外におけるNACCS型の貿易関連手続関連システムの導入に関する業務に取り組む事としました。

具体的には、我が国と経済的に関係の深い国々がNACCS型の貿易手続関連システムを導入するにあたって、システムの開発・運用・管理を支援するコンサルティング業務等を実施することとしています。本件については、現在、ベトナムにおいて我が国の無償資金協力(ODA)を活用したNACCS型システムの導入に向けた検討が進められており、NACCSセンターでは、同案件の実施に先立ってJICAが実施する事前調査業務を受託して、業務に着手したところです。



VI. 国際連携の取り組み状況

1. SITA連携

財務省税関、法務省入国管理局、厚生労働省検疫所に対して提出する「乗組員・旅客氏名表」について、海外の航空会社からSITA回線を利用して送信されてくる「乗組員・旅客氏名情報」をNACCSにおいて受信及び必要な変換処理(EDIFACTメッセージをNACCS EDI電文に変換)等を行ったうえで、関係官庁に対して同情報の送信を可能としています(平成22年2月からサービス開始)。

(注)SITA (Société Internationale de Télécommunications Aéronautiques) : 航空業界各社の出資による航空業界向けITサービスを提供する会社

2. 日-豪間における「検疫証明書」のeCertフォーマットへの変更

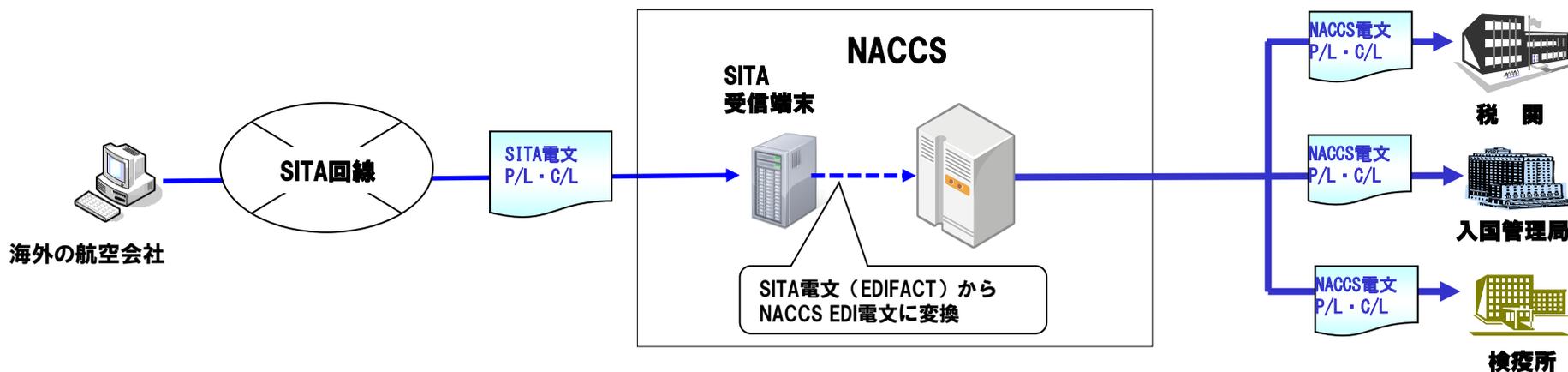
農林水産省(動物検疫)及び厚生労働省(食品検疫)からの要請に基づき、豪州政府が発行する「検疫証明書」について、SANCRT(EDIFACT)フォーマットでの取得からeCERT(XML)フォーマット(UN/CEFACT Standard)で取得するように変更しました(平成23年5月からサービス開始)。

3. 日・マレーシア原産地証明書情報交換(eCO)プロジェクト(実証実験)

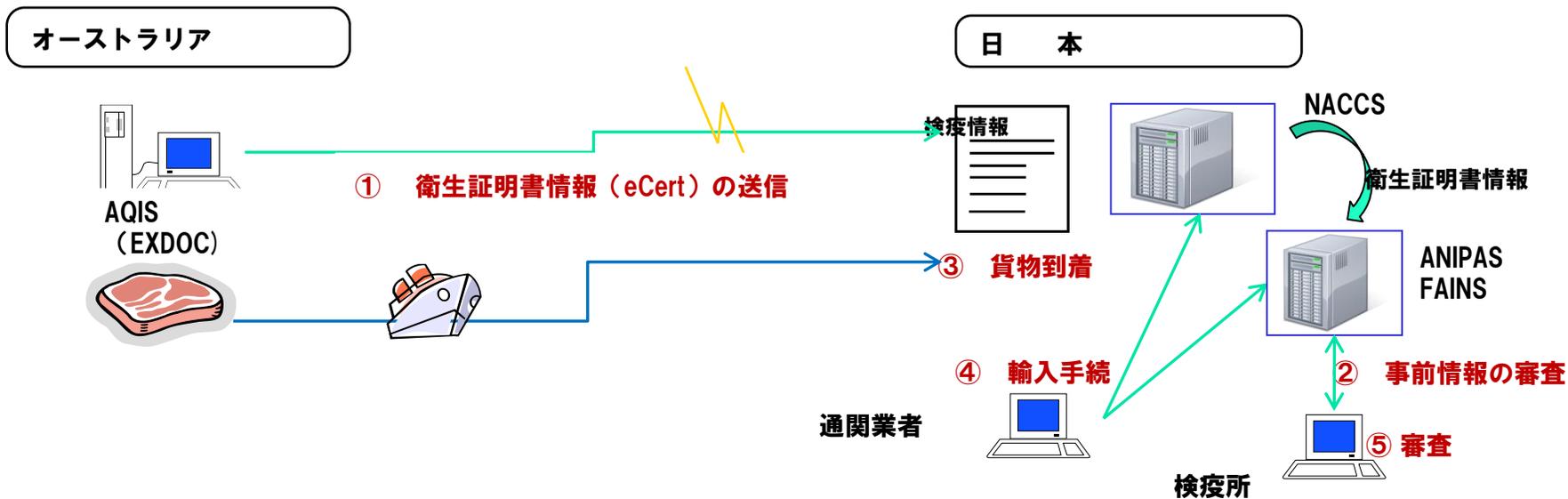
財務省関税局からの要請に基づき、平成22年12月から、マレーシア(ダガンネット)との間で、日マレーシア経済連携協定に係る原産地証明書(eCO)の電子情報による受信から税関における通関審査までを含めた実証実験を行っています。

国際連携の取組みに係る概念図(1)

SITA連携概念図

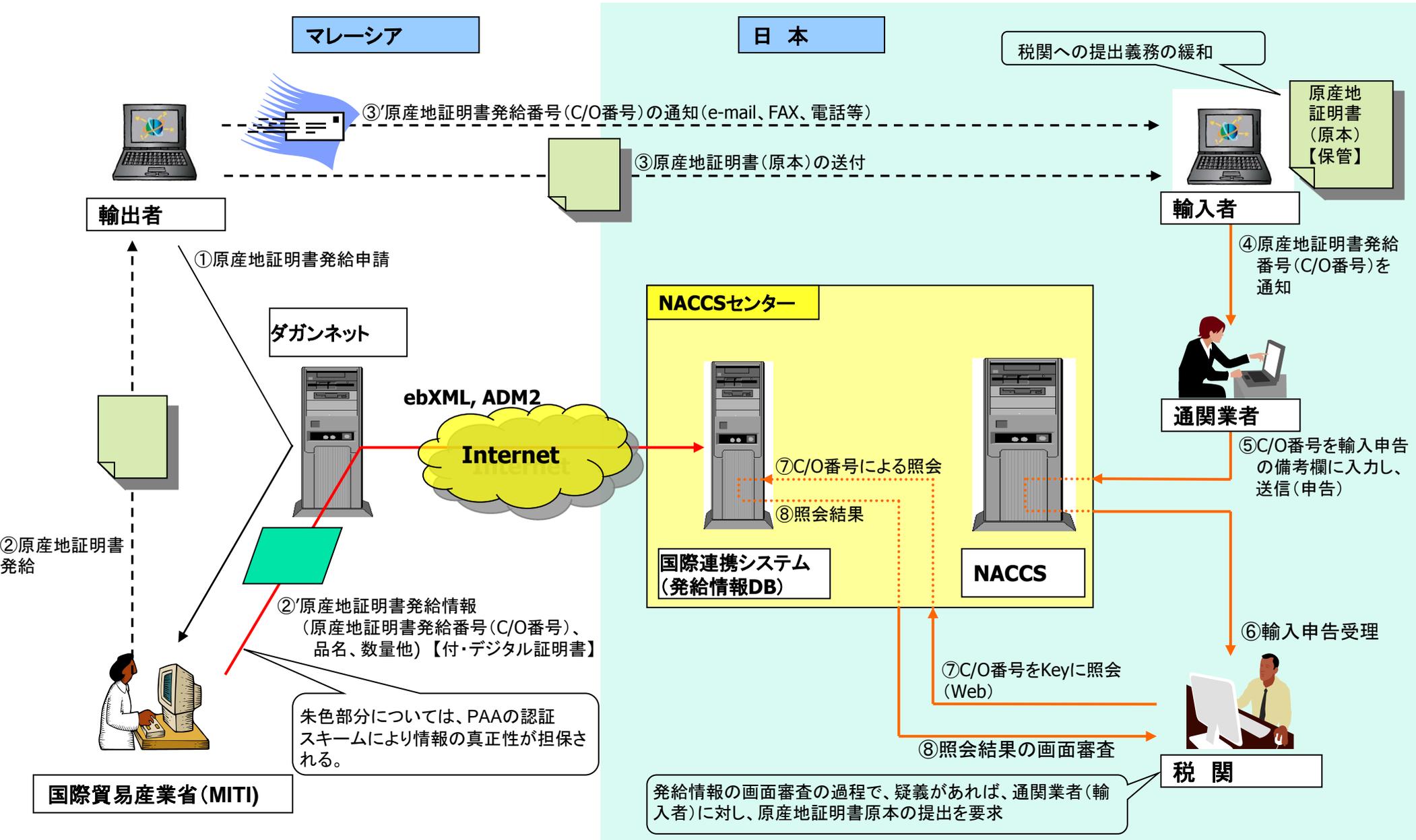


日-豪間における衛生証明書のeCert利用概念図



国際連携の取組みに係る概念図(2)

日・マレーシアeCO情報交換プロジェクト(実証実験)



Ⅶ. プログラム変更について(1)

1. 平成23年度実施のプログラム変更(実施・予定)について

平成22年末までに、利用者様から多数のご要望をいただき、関係団体へのヒアリング、財務省関税局及び税関等との協議を経て、本年2月に社内プログラム変更委員会において、実施予定項目を選定し、実施してまいりました。概要は次のとおりです。

(詳細は、別添「平成23年度プログラム変更項目一覧」を御参照ください)

(1). 航空・海上システム共通

関税等の支払いにおいて、リアルタイム口座振替方式により支払われた場合、利用者様に個別のレシートや帳票が出力されず、個別の納付状を確認できないという点等を解消するため、個別の支払通知情報を出力するよう、プログラム変更を行いました。

その他「パッケージソフトにおける機能改善」2件、「輸出申告事項登録業務における機能追加」1件、「インボイス・パッキングリスト情報登録業のフォーマット変更」1件、「船積指図書登録業務関連の機能追加」2件、「搭載確認通知書の出力関連」1件の計8件のプログラム変更を実施いたしました。

(2). 航空システム

「輸出貨物情報登録(CDB01)」業務においては、全AWB情報に対して積込港を手入力する必要がありますが、手入力の手間を省力化するため、上位欄に入力した積込港を引き継いで処理を行うよう、プログラム変更を行いました。その他「混載貨物確認情報登録業務の機能追加」1件、「輸入申告業務におけるチェック仕様の改善」1件の計3件のプログラム変更を実施いたしました。

(3). 海上システム

「とん税等納付申告(TPC)」業務においては、船舶コード等必要事項を入力し送信すると、同時に納付処理を行う仕様となっておりますが、誤納付を防止するため、利用者様が納付前に税率、金額等を確認できる画面を出力するよう、プログラム変更を行いました。

その他「積荷目録状況照会業務の機能改善」2件の計3件のプログラム変更を実施いたしました。

(4). その他(法令改正及び税関の運用等に係るもの)

輸出申告は、原則、保税地域等へ貨物を搬入した後に行うこととなっておりますが、一般の輸出申告であっても、保税地域等へ貨物を搬入することなく輸出申告が可能となるよう、プログラム変更を行いました。

その他「出港許可通知情報のフォーマット変更」1件、「仕向地空港・経由地空港の項目ラベルの変更」1件の計3件のプログラム変更を実施いたしました。また、「許可後の積込空港一括変更に関する改善」1件を実施する予定(H24.3)です。

平成23年度プログラム変更項目一覧

I.航空・海上システム共通

項番	事項	現行内容	変更内容	備考
1	端末パッケージソフトにおける「最終ページへ移動」ボタン機能の変更	端末パッケージソフトにおいて、繰返し部の「最終ページへ移動」ボタンを押下すると、データ件数(ページ数)にかかわらず、最終ページに移動してしまう。	「最終ページへ移動」を押下した際に、データが存在する最終ページに移動できるように変更する。	9月実施済
2	端末パッケージソフトにおける送受信電文一覧修復機能の改善	送受信電文一覧修復後に、送受信電文フォルダ内の電文が消えてしまう時がある。	送受信電文一覧修復後に、送受信電文フォルダ内の電文が消えないように改善する。	6月実施済
3	リアルタイム口座振替方式における通知機能の追加	リアルタイム口座振替方式により関税等が支払われた場合、個別のレシートや帳票が出力されない。	リアルタイム口座振替方式により関税等が支払われた場合、個別の支払通知情報を出力するよう変更する。	9月実施済
4	「輸出申告事項登録(EDA)」業務の機能追加	「輸出申告事項登録(EDA)」業務において、「FOB価格」と「インボイス価格」の関連チェックを行っていないため、「FOB価格」に「インボイス価格」を超える金額を誤入力してしまう場合がある。	「FOB価格」が「インボイス価格」を超えた場合に、注意喚起メッセージを出力するよう変更する。	9月実施済
5	「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)」業務のXMLフォーマット変更	国際連携システム経由で「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)」業務を行う場合は、輸出入者住所の分割住所がXML対応していないため、NACCSに登録することができず、通関業務(IDA、EDA業務等)で利用できない。	「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)」業務において、輸出入者の分割住所のXML対応を行う。	9月実施済
6	「船積指図書(S/I)情報登録(SIR)」業務及び「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)」業務にかかる機能追加	SIR業務、IVA業務で登録後に、別の利用者に業務委託する際、情報を簡易に伝達することができない。	SIR業務、IVA業務で登録した情報を、業務委託先の利用者宛に登録した情報(控情報)を再出力(転送)する新規業務を作成する。	9月実施済
7	特定輸出申告に係る搭載確認通知書の出力について	特定輸出申告については、自動的に要船積(搭載)確認対象となっているが、現在の制度上、搭載確認通知書は必要ない。	特定輸出申告についても、EDA業務において要船積(搭載)確認識別欄を入力可能とし、要船積(搭載)確認対象であるか指定可能となるようシステム改変を行う。	9月実施済
8	「船積指図書(S/I)情報登録(SIR)」業務・「S/I情報登録(EIR)」の機能追加	SIR及びEIRの記号番号の項目につき、SIR・EIRの画面と国際連携システム経由で生成される帳票(PDF)とで表示順序が異なっている。	SIR・EIRの画面における表示順序に統一されるよう帳票へのマッピングを変更する。また、EIR業務(S/I情報登録)も同様の事象のため、変更する。	9月実施済

Ⅱ.航空システム

項番	事項	現行内容	変更内容	備考
1	「輸出貨物情報登録呼出(CDB)」業務の機能追加	CDB業務の呼出し結果情報において、積込港が出力されないため、CDB01業務においては、全AWBに対して積込港を手入力する必要がある。	CDB01業務において、積込港を入力しなかった場合、上位欄に入力した積込港を引き継いで処理を行うよう変更する。	9月実施済
2	「混載貨物確認情報登録(HPK)」業務の機能改善	HPK業務のHAWBチェックについて、「登録済MAWB番号チェック(E0061)」に先立ち、「HAWB全量到着済チェック(E0058)」が行われている。 そのため、「HAWB全量到着済チェック(E0058)」が出力された場合も、当該便MAWBでHPK業務実施済HAWBなのか、別MAWBでHPK業務実施済HAWBなのかを、IAW業務にて確認する必要がある。	HPK業務において、「HAWB全量到着済チェック(E0058)」に先立ち、「登録済MAWB番号チェック(E0061)」を行うよう変更する。	6月実施済
3	IDC業務における予備申告(S)のチェック仕様について	突合済みHAWBに対してIDC業務の予備申告(S)を行った際、MAWB貨物情報がシステムから削除済みである場合、正常終了する。	突合済みHAWBに対してIDC業務の予備申告(S)を行った際、MAWB貨物情報がシステムから削除済みであってもエラーとなるようシステム改変を行う。	6月実施済

Ⅲ.海上システム

項番	事項	現行内容	変更内容	備考
1	「とん税等納付申告(TPC)」業務の機能改善」	「とん税等納付申告(TPC)」業務では、船舶コード、純トン数、当該港のコード等を入力し、送信ボタン(キー)を押下すると、業務処理にてとん税額を自動計算し納付処理を同時に行なう仕様であるため、利用者が事前に適用税率(入港ごと納付か、一時納付か)、納税額等を確認することができない。	端末パッケージソフトにおいて、納付作業前に適用税率、納付方法、口座番号、金額等、確認できるようなサブ画面(確認画面)を出力する。	9月実施済
2	「積荷目録状況照会(IMI)」業務の機能追加	「積荷目録情報登録(MFR)」業務等で包括保税運送承認番号を登録したB/L番号を一覧で照会する業務がないことから、登録されたかどうかを確認するのが手間となっている。	「積荷目録状況照会(IMI)」業務に、包括保税運送承認番号登録済のB/L番号を一覧で照会できる区分を追加し、確認を容易にできるようにする。	6月実施済
3	「積荷目録状況照会(IMI)」業務の機能改善	本船運航船会社に係る船卸しコンテナや貨物がない場合は、本船運航船会社において当該港の「積荷目録状況照会(IMI)」業務の概要情報照会ができないため、本船利用船会社(共同運航社)の「積荷目録提出(DMF)」の実施状況が確認できない。	本船運航会社であれば、船卸しするコンテナや貨物がない場合も、「積荷目録状況照会(IMI)」業務の概要情報照会を可能とするようにする。	6月実施済

IV.その他

項番	事項	現行内容	変更内容	備考
1	輸出申告にかかる保税搬入原則の見直しに伴う改変	<p>①輸出申告は、原則、保税地域等への貨物搬入後に行う。</p> <p>②貨物をコンテナに詰めそのまま輸出申告する場合(コンテナ扱い)は、コンテナ扱いの承認を受ける必要がある。</p> <p>③輸出貨物につき、予備申告を行うことができる。</p> <p>④特定委託輸出申告、及び、特定製造貨物輸出申告は、保税地域等への貨物搬入後に輸出の許可を受けることが可能である。</p>	<p>①一般の輸出者の輸出申告であっても、保税地域等へ貨物を搬入することなく輸出申告が可能とし、保税地域等への貨物の搬入をもって輸出の許可となるように改変を行う。</p> <p>②コンテナ扱いを廃止し、コンテナ扱いの承認を受けることなく、貨物をコンテナに詰めそのまま輸出申告することが可能となるように改変を行う。</p> <p>③輸出貨物につき、予備申告を廃止する。</p> <p>④特定委託輸出申告、及び、特定製造貨物輸出申告は、特定輸出申告同様、保税地域等へ貨物を搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とするよう改変を行う。</p>	9月実施済
2	積込空港の一括変更を可能とする改変	許可後に積込港を変更する場合、輸出許可単位で個別に積込港変更手続を行う必要がある。そのため、MAWBの積込港が変更となった場合、当該MAWBに仕立てられているHAWB毎に積込港変更手続を行う必要がある。	MAWBの積込港が変更となった場合、当該MAWBに仕立てられている全HAWBについて、一括で積込港変更手続が行えるように改変を行う。	H24年3月実施予定 (仕様検討中)
3	出港許可通知情報の出力項目等について	「出港届(GOR01)」業務で出力される出港許可通知情報は、NACCS独自フォーマットとなっており、ICAO様式となっていない。	NACCSで出力する出港許可通知情報の帳票をICAO様式に合わせる形で出港許可通知情報のレイアウトを変更する。 また、新たに乗組員情報を出力させるようにするほか、経由地空港の入出力を現状の2空港から10空港に変更する。	6月実施済
4	「仕向地空港」「経由地空港」の項目ラベルの変更	Air-NACCSの入港届業務(GIR01)、出港届業務(GOR01)、検疫前通報(GIA01)業務等の入力画面にて、「仕向地空港」「経由地空港」の項目ラベルが誤入力を生じさせやすい。	Air-NACCSの入港届業務(GIR01)、出港届業務(GOR01)、検疫前通報(GIA01)の入力画面にて、以下のように項目ラベルを変更する。 また、照会業務においても合わせて変更する。 ①「仕向地空港」を「到着空港」に変更する ②入港における業務において、「経由地空港」を「出発前寄港」に変更する。 ③出港における業務において、「経由地空港」を「到着後寄港」に変更する。	6月実施済
参考	成田空港・羽田空港一体運用	AEO通関業者を利用した場合、羽田・成田の両空港での国際航空貨物を主に取り扱う税関官署5官署※の中から、予め選択した税関官署で輸出入に係る申告受付、審査及び検査を行うことができるようにする。	※東京税関本関、成田航空貨物出張所、成田南部航空貨物出張所、東京航空貨物出張所及び羽田税関支署	6月実施済

Ⅶ. プログラム変更について(2)

2. 利用者からのプログラム変更要望に係る情報提供について

(1). 平成22年4月から12月までのプログラム変更要望について

平成22年4月から12月までの利用者様からのプログラム変更要望については、その検討状況を5月20日にNACCS掲示板に掲載しました。その検討結果において、現在検討中のもの、改善の必要性を含め引き続き検討を行うもの、及び関係省庁に連絡し検討を依頼するものとした案件(計301件)について、検討した結果は以下のとおりです。

項番	検 討 結 果	件 数
1	平成23年度でプログラム変更を実施したもの	4件
2	現行システム機能で対応可能なもの	12件
3	改変規模及び費用が大きくなること、費用対効果等から、プログラム変更が困難なもの	162件
4	改善の必要性を含め、具体的な検討が必要なことから引き続き検討を行うもの	15件
5	関係省庁で、引き続き検討中のもの	108件
合 計		301件

(2). 平成23年1月から7月までのプログラム変更要望について

平成23年1月から7月までの利用者様からのプログラム変更要望(計85件)について、その内容を10月12日にNACCS掲示板に掲載しました。検討した結果は以下のとおりです。

項番	検 討 結 果	件 数
1	既にプログラム変更済みのもの及び現行システム機能で対応可能なもの	3件
2	改変規模及び費用が大きくなることから、プログラム変更が困難なもの	36件
3	改善の必要性を含め、具体的な検討が必要なことから引き続き検討を行うもの	42件
4	関係省庁に検討を依頼したもの	4件
合 計		85件

(3). 今後の掲示板掲載予定について

上記(1)の項番4及び5、並びに上記(2)の項番3及び4に係る要望については、平成23年8月以降のプログラム変更要望とともに、平成24年2月にその検討状況を、NACCS掲示板に掲載することを予定しています。

Ⅷ. その他

リアルタイム口座振替方式の利用について(1)

ご存知ですか？



「リアルタイム口座振替」方式 の利用が便利です！！

NACCSでは、関税・消費税、とん税等の納付について、一般口座を利用して納付が可能となる、「リアルタイム口座振替」方式を提供しています。

「リアルタイム口座振替」方式にはこんなメリットがあります。

NACCS専用口座不要！

関税等の納付のためだけに使用するNACCS専用口座の開設が不要となります。

関税等の振り替え可！

一般口座から関税等を振り替えることができます。(インターネットバンキングにも対応)

自由に入出金可能！

一般口座ですので、資金について自由に入出金することが可能となります。(NACCS専用口座は入金のみ可能)

残高不足にも即時に対応！

開設口座の資金を積み増した場合、即時に反映するので残高不足が発生した場合に即時に対応することが可能となります。(NACCS専用口座は翌日に反映)

更に便利に！

振替完了通知書の出力が可能！

口座振替完了を示す個別の帳票を、希望する申告者様向けに出力することができます。

専用口座だと...

専用口座
入金のみ

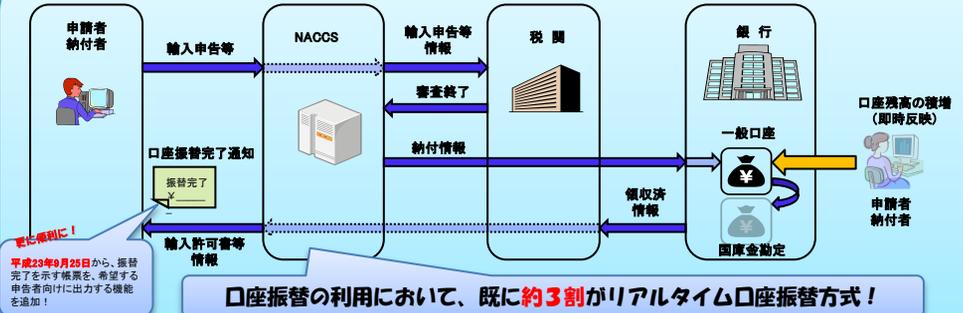
残高不足発生！
↓
資金積み増しの反映は
翌日

リアルタイム口座にすると...

リアルタイム口座
自由に入出金

残高不足発生！
↓
即時に資金積み
増しを反映

例) 輸入申告におけるイメージ図



「リアルタイム口座振替」方式に対応可能な銀行は 34行に増えています！

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1	みずほ銀行	13	151 清水銀行	25	188 沖縄銀行
2	5 三菱東京UFJ銀行	14	152 大垣共立銀行	26	190 西日本シティ銀行
3	9 三井住友銀行	15	153 十六銀行	27	501 北洋銀行
4	10 りそな銀行	16	155 百五銀行	28	517 栃木銀行
5	17 埼玉りそな銀行	17	158 京都銀行	29	522 京葉銀行
6	129 足利銀行	18	159 近畿大阪銀行	30	525 東日本銀行
7	130 常陽銀行	19	166 鳥取銀行	31	542 愛知銀行
8	134 千葉銀行	20	169 広島銀行	32	543 名古屋銀行
9	138 横浜銀行	21	177 福岡銀行	33	572 徳島銀行
10	143 八十二銀行	22	181 親和銀行	34	587 熊本ファミリー銀行
11	144 北陸銀行	23	182 肥後銀行		
12	149 静岡銀行	24	187 琉球銀行		

「リアルタイム口座振替」方式を利用するためには？

「リアルタイム口座振替方式利用希望者」、リアルタイム口座振替のために利用する預金口座を開設している「金融機関」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)」との間で、口座振替に係る契約(三者間契約)を締結していただく必要があります。

三者間契約に必要な手続き・書類等につきましては、NACCSセンターホームページ(下記注のURL参照)において案内しています。

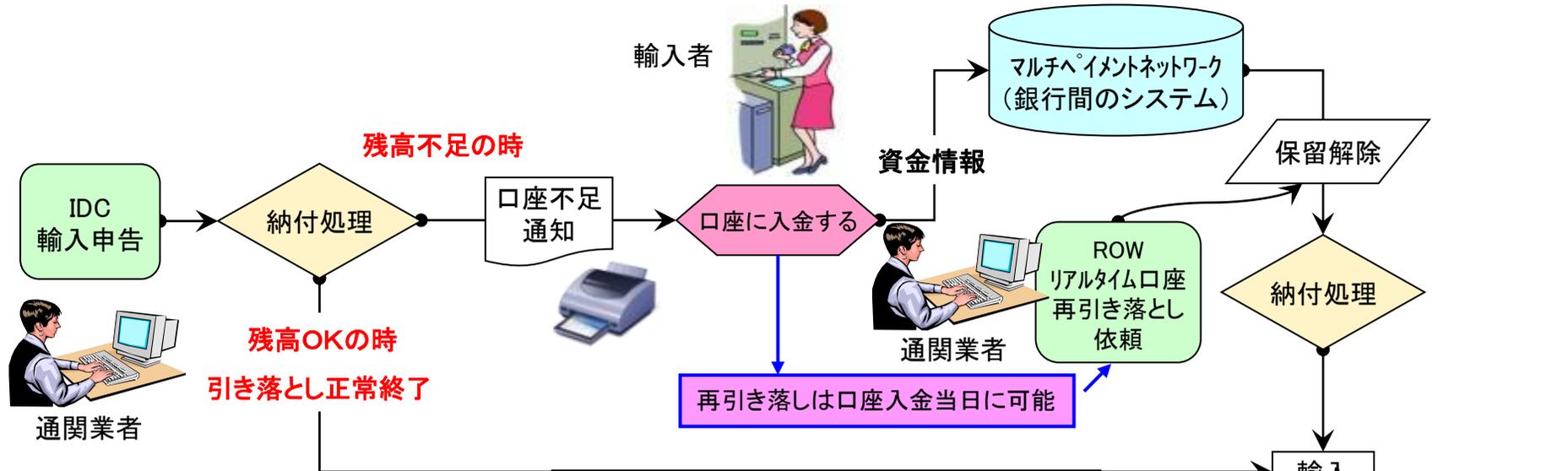
お問い合わせ先につきましても、上記ホームページにて案内をしています。

(注)各銀行におけるサービス提供時間等の詳細は、下記のNACCSセンターホームページにおいて案内をしています。
また、利用可能銀行の追加のお知らせもこちらで確認することが可能となっております。
<http://www.naccs.jp/riyoumoushikomi/realtime/realtime.html>

VIII. その他

リアルタイム口座振替方式の流れ(2)

【リアルタイム口座振替の流れ】



【リアルタイム口座振替完了通知情報】
IDC(輸入申告)をし、出力を希望する申告者
(通関業者等)に、この通知情報が出力されます。

リアルタイム口座振替完了通知情報

輸入申告番号等	10884958458
受入科目名	消費・地方消費税
口座名義人コード	P08087650008
口座名義人名	NACCS SHOUJI CORPORATION
納付年月日	2011/08/25
納付金額合計	¥68,000
	(本税納付金額 ¥68,000 延滞税納付金額)
税関官署名	東京 成統
代理人コード	1AXYZ
代理人氏名	TUUKAN-GYOUSTA
納税義務者コード	P08087650008
納税義務者名	NACCS SHOUJI CORPORATION

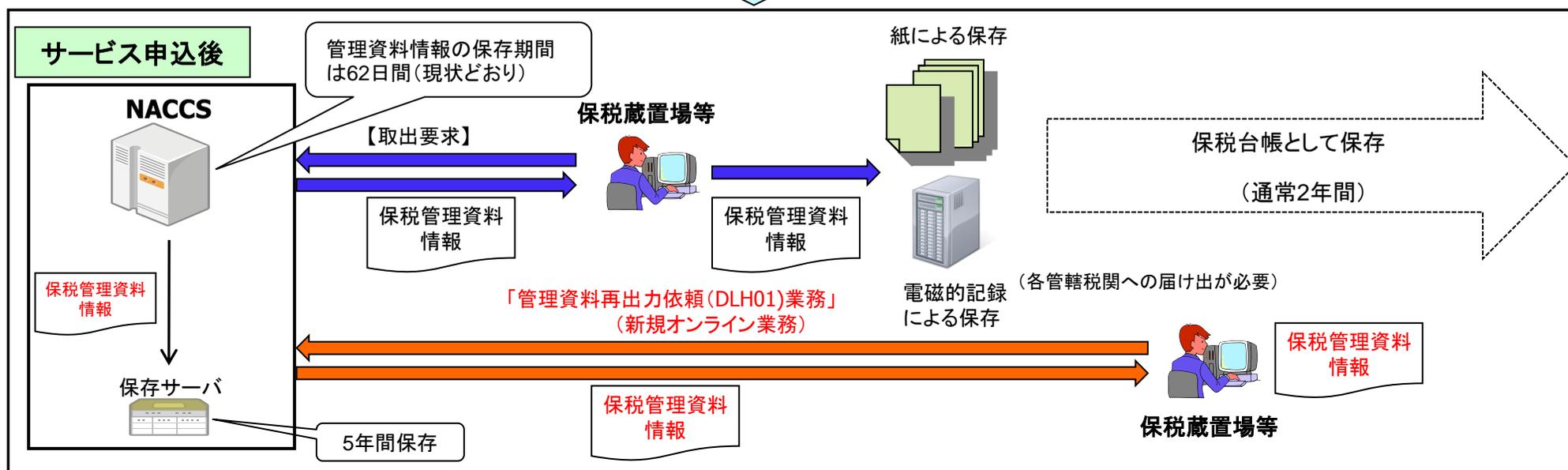
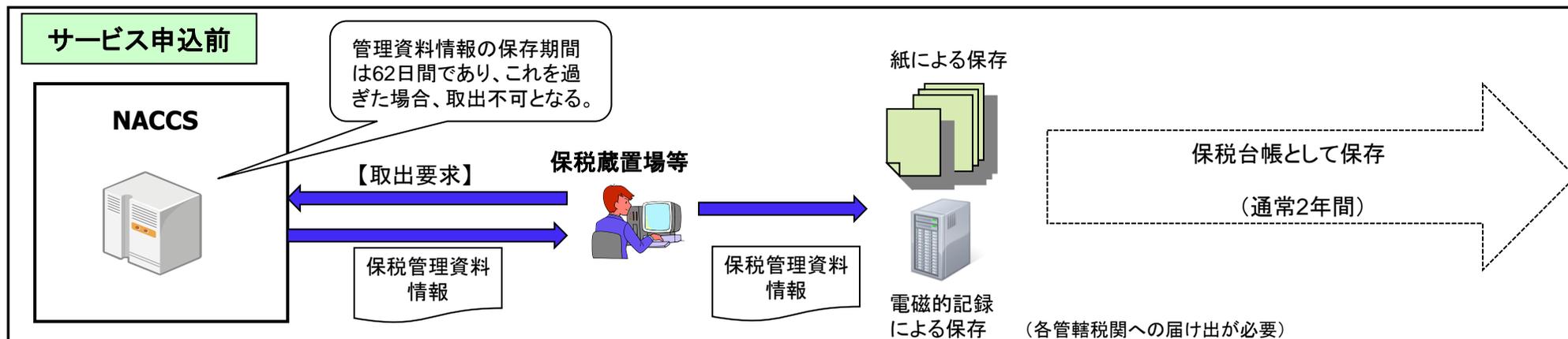


Ⅷ. その他 保税管理資料保存サービスについて(1)

1. 「保税管理資料保存サービス」の概要

通常、保税管理資料については62日間を保存期間としていますが、同管理資料の保存期間を5年間とし、かつ、オンライン業務(DLH01)により必要な期間を指定のうえ該当の管理資料の取り出しを可能とするサービスです。

なお、同サービスを利用される場合は、あらかじめ利用契約の変更手続きが必要となります。



VIII. その他 保税管理資料保存サービスについて(2)

2. 保存サービスの対象となる管理資料

	管理資料名	出力情報コード	周期	備考
1	航空輸入貨物搬出入データ(航空)	ABS6900	日報	
2	航空輸入貨物取扱等一覧データ(航空)	ABS7000	日報	
3	航空輸出貨物取扱等一覧データ(航空)	ABT6300	日報	
4	航空輸出貨物搬出入データ(航空)	ABT6400	日報	
5	輸入貨物搬出入データ(海上)	SBS1400	週報	月曜日配信
6	貨物取扱等一覧データ(海上)	SBS1700	週報	火曜日配信
7	輸入貨物コンテナ関連データ(海上)	SBS1800	週報	月曜日配信
8	輸出貨物搬出入データ(海上)	SBT0200	週報	火曜日配信
9	輸出貨物コンテナ関連データ(海上)	SBT0500	週報	火曜日配信

3. 利用可能業種

CY、保税蔵置場、航空会社、機用品業

4. 利用開始日

本サービスの利用申込書をご提出後、NACCSIに登録が終了した日以降の管理資料が保存対象となります。
おおよその目安はNACCS掲示板の利用者関連情報の登録スケジュールをご参照ください。

5. 利用料金

サービスの利用に係る料金は、1利用者コードごとに月額1,000円となります。
DLH01業務の従量料金については、4円(プランA)又は5円(プランB)となります。